

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年12月18日

【会社名】 アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社

【英訳名】 ARCHITECTS STUDIO JAPAN INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 丸山 雄平

【本店の所在の場所】 東京都港区浜松町二丁目7番5号

【電話番号】 03-6848-9500（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長兼管理部長 山口 裕司

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区堂山町3番3号

【電話番号】 06-6363-5701（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長兼管理部長 山口 裕司

【縦覧に供する場所】 アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社
(大阪市北区堂山町3番3号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社の債権について、取立不能又は取立遅延のおそれが生じたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該債務者の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額

当該債務者の名称

ATインターナショナル株式会社

住所

横浜市南区永田山王台10番18号

代表者の氏名

代表取締役 若松 浩文

資本金の額

4,000万円

(2) 当該債務者に生じた事実及びその事実が生じた年月日

2019年12月17日に、当社の取引先であるATインターナショナル株式会社の代理人から、同社が破産申立ての準備中である旨の2019年12月16日付の通知があったため。

(3) 当該債務者に対する債権の種類及び金額

売掛金 18百万円

施工物件の完成保証サービスに係る保証債務（概算見込額） 35百万円

(4) 当該事実が当社の事業に及ぼす影響

当該事実が当社の損益に与える影響につきましては、現在、精査中であります。